

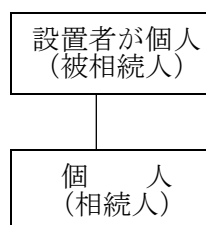
[承 継 に 関 す る 手 続 き]

	相続人の場合		法人の場合	
	相続人が2 以上の場合	左記以外の 場合	対等合併 (新設会社)	吸収合併 (存続会社)
提出様式	様 式 第 6 2 の 2			
	様式第62の3	様式第62の4	_____	
添付書類	被相続人の戸籍謄本（原本）		合併後の法人の登記簿謄本(原本)	
備 考	相続人が2以上の場合とは、承継者を含め2人以上 戸籍謄本、登記簿謄本は、コピー不可			

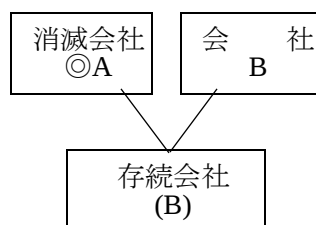
(参 考)

地位承継に関するケース

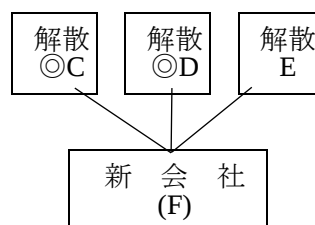
ケース 1（相続）



ケース 2（吸収合併）



ケース 3（新設合併）



◎は、事業用電気工作物を設置している者
(B・Eの会社も設置している場合有り)

★「事業用電気工作物を設置する者の地位を承継した者」とは、事業用電気工作物を設置している、

1. 個人が死亡により、その財産を相続した者（相続人） ケース 1
2. 法人が合併により、消滅した場合（吸収合併）の存続会社 ケース 2
3. 法人が解散し、新たに設立（新設合併）された新設会社 ケース 3

をいう。

なお、「相続」とは、人の死亡による財産上の権利義務の包括的な承継をいい、「相続人」とは、相続をする者をいい、一定の相続順位が定められている。

(参 考)

第1順位は、子

第2順位は、直系尊属

第3順位は、兄弟姉妹

配偶者は常に相続人

同位順位が数人あれば、共同相続となり、相続分に応じて被相続人の権利義務を承継することになる。（胎児も相続人となることができる。）

★法第55条の2第2項の規定により届け出た者は、電気事業法の規定による事業場毎の保安規程の届出や主任技術者の選任等の手続きは、不要となる。